

一般社団法人諫早市薬剤師会定款

平成 2 5 年 6 月 3 日 作 成

一般社団法人 諫早市薬剤師会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、一般社団法人諫早市薬剤師会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を長崎県諫早市に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、長崎県薬剤師会及び長崎県内に所在する地域薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、市民の健康な生活の確保及び向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発達に関する事項
- (2) 薬剤師の職能の向上に関する事項
- (3) 公衆衛生の普及指導に関する事項
- (4) 薬事衛生の向上普及に関する事項
- (5) 学校保健に関する事項
- (6) 社会保険及び医薬分業の推進に関する事項
- (7) 優良医薬品の普及及び流通の適正化に関する事項
- (8) 薬事情報の提供に関する事項
- (9) その他目的達成に必要な事項

(公告)

第 5 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 会 員

(定義)

第 6 条 本会は、長崎県諫早市に居住し、又は勤務する薬

剤師であって、本会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
（会費等）

第 7 条 会員は、本会の事業活動によって経常的に生じる費用に充てるため、所定の会費及び負担金等（以下「会費等」という。）を本会に支払う。

（入会）

第 8 条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を受けなければならない。

（変更の届出）

第 9 条 会員は、氏名、住所、勤務場所等を変更したときは、速やかに会長に届け出なければならない。

（退会）

第 10 条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 会員が死亡し、又は除名されたときは、退会したものとみなす。

（除名）

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる総会の決議を経て除名することができる。この場合においては、その会員に対し事前にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会の事業を妨げる行為があったとき

(2) 故意又は重大な過失により本会の信用を失わせるような行為をしたとき

(3) 会費の納入を怠り、催告を受けた後 1 年を経過してもなお納入しないとき

(4) 薬剤師としての体面を汚したとき

第 3 章 役員

（役員を選任）

第 12 条 本会に、次の役員を置く。

理事 7人以上 13人以内

うち、会長 1人

副会長 2人

監事 2人

- 2 理事は、会員の中から総会において選任する。
- 3 監事は、総会において選任する。
- 4 会長及び副会長は、理事の中から理事会において選任する。
- 5 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 理事は、理事会を構成し会務の執行を決定するとともに、会長の命により会務を処理する。
- 4 監事は、毎事業年度本会の財産及び業務執行の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、又は意見を述べなければならない。

(任期)

第14条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる総会の決議を経る。

(1) 心身の故障のため職務遂行に耐えられないと認められたとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(役員報酬)

第 16 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として
本会から受ける財産上の利益については、総会の決議を経て支給することができる。

(顧問)

第 17 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

第 4 章 総 会

(構成)

第 18 条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第 19 条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を承認し、又は決議する。

(1) 会員の除名

(2) 事業報告及び会計報告の承認

(3) 事業計画及び収支予算の承認

(4) 役員を選任及び解任

(5) 定款の変更

(6) その他本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第 20 条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して、請求のあったときに開催する。

(招集)

第 21 条 総会は、会長が招集する。この場合において、総会の日から 1 週間前までに、会議の議題、日時及び場所を文書をもって、通知しなければならない。

2 前条第 2 項の請求に対し、会長が正当の理由なくして 1 か月以内に総会招集の手続きを行わないときは、裁判所の許可を得て、請求者が総会を招集することができる。

(議決権)

第 22 条 各会員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、総会において出席会員の中から選任する。

(定足数)

第 24 条 総会は、会員の議決権の過半数を有する者の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第 25 条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

2 総会においては、あらかじめ通知した事項でなければ、議決することができない。ただし、緊急を要する事項につき、全会員が出席してそれら全てが同意した場合は、この限りでない。

(表決の委任等)

第 26 条 総会に出席できない会員は、他の会員又は理事に表決を書面によって委任することができる。この場合においては、これを出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次に掲げる事項のほか法令に定められた事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 会員又は理事の現在数

(3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名 (表決委任状を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した会員又は理事の中から、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事があらかじめ理事間で決めた順位により理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の目的、場所、目的の事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(監事の理事会出席)

第 31 条 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(事務局)

第 35 条 本会に事務局を置き、職員若干人を置く。

2 職員の任免、給与、分限及び執務に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(財産の管理運用)

第 36 条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(経費)

第 37 条 本会の経費は、会費等、特別会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 特別会費は、特別の事業の実施に際し、特に必要ある場合にこれを徴収する。

(予算及び決算)

第 38 条 本会の収支予算は、理事会及び総会の議決を経て定める。ただし、次項に規定する収支予算の承認までの間、前年度の予算を基準として、執行することができる。

2 収支予算は、当該事業年度終了後 2 か月以内に監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(貸借対照表の公告)

第 39 条 本会は、定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告する。

(特別会計)

第 40 条 特別な事業の実施に際し、特別に必要があるときには、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(剰余金の処理)

第 41 条 当該事業年度において、剰余金があるときには、総会の議決を経てその全部又は一部を翌年度に繰越し、又は積立金とする。

(事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

第 7 章 委員会等

(委員会)

第 43 条 会長の諮問に応じ必要な調査研究をするため、本

会に特別委員会を設置することができる。

- 2 第4条に掲げる事業を円滑に推進させるため、委員会を設置することができる。
- 3 特別委員会及び委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(部会)

第44条 職種を同じくする会員は、会長の承認を経て本会に部会を組織することができる。

- 2 部会は、部会に関する事務を執行することができる。
- 3 部会に関し、必要な事項は、別に定める。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる同意を得なければ、これを変更することはできない。

第9章 雑 則

(法令準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、本会成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第49条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

住 所 長崎県諫早市西小路町708番地6

ドゥペール東小路302号

設立時社員 川原 聡

住 所 長崎県諫早市天満町 12 番 23-801 号
ビバシティパークサイド天満
設立時社員 堀 剛

以上一般社団法人諫早市薬剤師会の設立のため、設立時社員川原聡外 1 名の定款作成代理人である司法書士向原源一郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 25 年 6 月 3 日

設立時社員 長崎県諫早市西小路町 708 番地 6
ドゥペール東小路 302 号
川原 聡

設立時社員 長崎県諫早市天満町 12 番 23-801 号
ビバシティパークサイド天満
堀 剛

上記設立時社員 2 名の定款作成代理人
長崎市興善町 8 番 1 号
司法書士 向原 源一郎

同一の情報の提供

提供の日付： 2013年6月3日

公証人： 31010008 中島文生

所属法務局： 長崎地方法務局

公証役場： 長崎公証人合同役場

長崎市万才町7番1号

請求対象の登簿管理番号： 13-3101000802000382

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2013年6月3日

請求対象の処理公証人： 31010008 中島文生

所属法務局： 長崎地方法務局

公証役場： 長崎公証人合同役場

長崎市万才町7番1号

認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。